

## 東久留米市保育料改定の変遷

## 1. 改正条例と内容（平成12年以降）

改正条例	施行日	基準表改定	主な改正内容
平成12年3月31日条例第19号	平成12年10月1日	○	地方分権一括法による児童福祉法の一部改正、第3子以降の保育料「100分の25」から「100分の10」へ
平成17年3月30日条例第11号	平成17年10月1日	○	ひとり親を2区分に変更等
平成19年3月30日条例第7号	平成19年4月1日	—	多子軽減を保育所のみから幼稚園等にも拡大
平成19年12月25日条例第28号	平成20年4月1日	○	税源移譲による改定
平成20年9月30日条例第20号	平成20年4月1日	—	保育料特例条件追加
平成21年9月30日条例第26号	平成21年4月1日	—	第3子以降の保育料「100分の10」から「無料」へ
平成23年12月22日条例第19号	平成24年4月1日	—	徴収年齢の扱い変更のみ「日の属する月の初日」→「年度の初日の前日」へ
(予定)	平成27年4月1日	○	子ども子育て支援新制度の実施に伴い、保育料算定基礎を所得税から住民税へ

## 2. 改定による保育料変遷

## 3歳未満

基準表改正時期	10.4.1	12.10.1	17.10.1	20.4.1	増加額
市民税非課税ひとり親以外	0	0	1,500	1,500	+1,500
所得税	50,000円	14,200	15,100	20,200	+6,000
	100,000円	19,700	18,200	30,500	+10,800
	200,000円	25,300	29,700	36,200	+10,900
	300,000円	32,300	33,200	39,400	+7,100
	500,000円	42,600	45,500	46,500	+3,900
	700,000円	46,400	49,400	49,900	+3,500

## 3歳以上

基準表改正時期	10.4.1	12.10.1	17.10.1	20.4.1	増加額
市民税非課税ひとり親以外	0	0	1,000	1,000	+1,000
所得税	50,000円	12,700	13,400	16,300	+3,600
	100,000円	17,000	15,500	22,800	+5,800
	200,000円	21,600	22,500	23,300	+1,700
	300,000円	22,000	22,800	23,700	+1,700
	500,000円	22,500	24,000	24,300	+1,800
	700,000円	22,700	24,600	24,900	+2,200

※基準額表の金額は平成20年4月1日改正以降変更されていない。  
 ※平成20年4月1日改正は税源移譲によるため大きく変動している。